

令和7(2025)年度版

じんけん まど
人権の窓

【高校生向け】
【部落差別(同和問題)編】

～作られた身分による差別をなくすために～



せんご とりぐみ
戦後の取組

とちぎ けんきょういく いんかい
栃木県教育委員会



部落差別(同和問題)の解決をめざして

日本では、政治的に作られた身分差別により、一部の人々が長年にわたり差別を受けてきました。それらの人々は、特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、今も結婚や就職などで差別を受けることがあります。

これまでの歴史をひもとくとともに、これらの偏見や差別が不合理であることを確認していきましょう。



戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

水平社の部落解放運動は、昭和に入り戦争が激しくなると下火になりました。戦後になると、全国水平社の伝統を受け継ぐ部落解放全国委員会が結成され、再び部落差別の解決に取り組むべきだとの機運が高まりました。



戦後、被差別部落の人々に対する差別の問題は「同和問題」と表現されるようになりました。





戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

私たちは、日本国憲法により様々な「権利」が保障されています。どのような「権利」が保障されているのでしょうか。

ワークシート 最後の取組

人権の窓 姓 組 氏名

1. 部落差別

問 写たちは、日本国憲法により様々な「権利」が保障されています。どのような「権利」が保障されているか調べて書きましょう。

答

問 「日本国憲法の基本前條」と「基本的人権」についてまとめましょう。

日本国憲法における基本前條

基本的人権

問 歴の経緯により、生活保護などの「差別的差別」は解消されましたが、意識として差別意識が根付いた。言葉や文字、行動として現れる「差別的差別」が残っています。差別をなくすために、自分ができることは何か考えて書きましょう。

答

問 部落(「同和」のこと)や、(部落差別) (同和問題) (同和) (同和) を身に付けて書きましょう。

答

まとめ

部落差別 同和問題は、私たちが生きる現在の問題でもあります。この問題を正しく理解し、二人二人が取り組んで自分らしく生活できる社会を築いていきましょう。



ワークシートに
書きましょう。



日本国憲法における権利の保障

クリックして確認しよう 

基本原則

日本国憲法の基本原則に「基本的人権の尊重」があります。すべての人間をかけがえのない個人として尊重すること(個人の尊重)を基本原則とし、「侵すことのできない永久の権利」として国民の基本的人権を保障しています。

基本的人権

日本国憲法で保障されている基本的人権には、法の下での平等(第14条)、居住・移転および職業選択の自由(第22条)、婚姻の自由(第24条)などがあります。



戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

同和地区は長い間上下水道や道路などが整備されなかつたため、劣悪な生活環境にありました。また、就職や教育の機会均等が実質的には保障されていなかったため、低い生活水準にありました。このような同和地区住民の生活環境に現れる差別を「実体的差別」といいます。



戦後の部落差別(同和問題)に対する取組

昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」で、これらの差別の問題は国が責任をもって解決することとなりました。これを受けて国は、昭和44(1969)年から同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実などに向けて取り組みました。



いまのこ 今もなお残る「心理的差別」

今日までに「実体的差別」は大きく改善されました。しかし、人々の観念や意識に潜在し、言葉や文字、行為として表面に現れる「心理的差別」が依然として残っています。



いまのこ 今もなお残る「心理的差別」

日本国憲法で「法の下での平等」、「婚姻の自由」、「職業選択の自由」が保障されているにもかかわらず、同和地区出身であることを理由に、結婚を反対されたり、就職等において不利な扱いを受けたりするなどの問題があります。





いまのこしんりてきさべつ 今もなお残る「心理的差別」

こうした行為は、部落差別(同和問題)に関する誤った意識を植え付け、差別を助長し、解決を阻む大きな要因ともなっています。さらに、最近では、インターネット上に同和地区を特定するような情報や差別的な感情を煽るような内容が書き込まれるといった問題も起きています。

これらの差別をなくすために、私は何ができるか、考えてみましょう。

ワークシート 最後の取組

人権の窓 年 組 氏名

最後の取組

問 私たちは、日本国憲法により種々な「権利」が保障されています。どのような「権利」が保障されているか調べて書きましょう。

答

問 「日本国憲法の基本原則」と「基本的人権」についてまとめましょう。

日本国憲法における基本原則

基本的人権

問 国の取組により、生活困窮などの「実質的差別」は解消されましたが、依然として差別意識が潜存し、言葉や文字、行為として現れる「心理的差別」が残っています。差別をなくすために、自分ができることは何かを考えて書きましょう。

答

問 動画「住居か」のことじゃない」（部落差別（同和問題）編）【法政省】を視聴した感想を書きましょう。

答

まとめ

部落差別（同和問題）は、私たちが生きる現在の問題でもあります。この問題を正しく理解し、一人一人が取り組んで自分らしく生活できる社会を作っていきましょう。



ワークシートに
書きましょう。





いまのこ
今もなお残る「心理的差別」
しんりてきさべつ

わたし かんが
私の考えは、

A large, empty rounded rectangular box with a dark blue border, intended for writing the user's thoughts.



いまのこしんりてきさべつ 今もなお残る「心理的差別」

ひとりひとりのこせいやよさがたいせつにされることは、にほんこくけんぽう
のさんげんそく（きほんてきじんけんそんちよう）によりさだめられています。

にっぽんこくけんぽう 日本国憲法

だいじゅうさんじょう 第十三条

すべてこくみんは、こじんとしてそんちようされる。せいめい、じゆうおよこ
うのたいてい、こくみんけんりについては、こうきょうふくしはん
しなかりんり、りっぽうたこくせいうえ、さいだいそんちようひつよう
とする。





いまのこしんりてきさべつ 今もなお残る「心理的差別」

ほうむしょう
法務省のホームページにある動画をみて、「部落差別
どうわもんだい
(同和問題)」について学び、今もなお残る「心理的差別」
かんが
について考えましょう。

ぶらくさべつ どうわもんだい かいしょう ほうむしょう
部落差別(同和問題)を解消しましょう【法務省】

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ワークシートに
か
書きましょう。





いまのこ
今もなお残る「心理的差別」

動画の感想を記入しましょう。

A large, empty rounded rectangular box with a dark blue border, intended for writing a video review or感想 (thoughts).



いまのこ 今もなお残る「心理的差別」

こうした状況を受け、平成28(2016)年に部落差別のない
社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に
関する法律」(部落差別解消推進法)が制定・施行されました。



部落差別(同和問題)の解決をめざして

部落差別(同和問題)は、私たちが生きる現在の課題でもあります。この問題を正しく理解し、一人一人が安心して自分らしく生活できる社会をつくっていきましょう。



はじめに
もどる